

東北農政局消費・安全部長
関東農政局消費・安全部長
北陸農政局消費・安全部長
東海農政局消費・安全部長
近畿農政局消費・安全部長
中国四国農政局消費・安全部長
九州農政局消費・安全部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部課長

殿

(農林水産省) 消費・安全局植物防疫課長

農作物有害動植物防除実施要綱の解釈について (周知)

植物防疫法 (昭和 25 年法律第 151 号) に基づき都道府県が行う有害動植物の防除については、農作物有害動植物防除実施要綱 (昭和 47 年 3 月 31 日付け 47 農政第 1233 号) を定めているところです。

このことに関し、本年の地方分権改革に関する提案募集において、当該要綱が技術的助言であることの明確化を求める旨の提案が寄せられ、提案のとおり対応する旨の回答を行いました (別添参照)。

つきましては、当該要綱の解釈を下記のとおりいたしますので、御了知の上、貴局管内の各都道府県に対して周知願います。また、併せて、都府県から市町村への周知について、御伝達方、御協力をお願いします。

記

農作物有害動植物防除実施要綱 (昭和 47 年 3 月 31 日付け 47 農政第 1233 号) は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であり、当該要綱で定められている都道府県防除実施方針や市町村防除実施計画については、都道府県又は市町村の判断により、策定しないことが可能である。

以上

3 消安第 3945 号
令和 3 年 10 月 27 日

北海道農政部長 殿

農林水産省消費・安全局植物防疫課長

農作物有害動植物防除実施要綱の運用について

日頃より植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）の適正な執行に御協力いただき、ありがとうございます。同法に基づき都道府県が行う有害動植物の防除については、農作物有害動植物防除実施要綱（昭和 47 年 3 月 31 日付け 47 農政第 1233 号）を定め、御協力をお願いしているところです。

このことに関し、本年の地方分権改革に関する提案募集において、当該要綱が技術的助言であることの明確化を求める旨の提案が寄せられ、提案のとおり対応する旨の回答を行いました（別添参照）。

当該要綱の解釈を下記のとおりといたしますのでお知らせします。また、併せて、貴道から市町村への周知について、御協力をお願いします。

記

農作物有害動植物防除実施要綱（昭和 47 年 3 月 31 日付け 47 農政第 1233 号）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であり、当該要綱で定められている都道府県防除実施方針や市町村防除実施計画については、都道府県又は市町村の判断により、策定しないことが可能である。

以上